

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は経済社会の一員であるとの認識のもと、社会的責任を踏まえ社会と調和しながら、私企業としての発展を目指しており、そのためには、コーポレート・ガバナンスの充実が必要不可欠なものと考えております。こうした認識をふまえ、当社は、健全かつ透明性の高い企業統制の強化に努めます。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則1 - 2. 株主総会における権利行使】

補充原則 1 - 2(4)

招集通知の英訳は、外国法人等の株式保有比率が僅少なので行っておりません。今後、外国法人等の株式保有比率が相当程度の水準になった時点で実施します。

【原則3 - 1. 情報開示の充実】

補充原則 3 - 1(2)

現在、英語による情報開示・提供は、外国法人等の株式保有比率が僅少なので行っておりません。今後、外国法人等の株式保有比率が相当程度の水準になった時点で実施します。

上記以外のコードについて記載すべき事項はありません。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

当社のコーポレート・ガバナンスに対する取り組みについては、本報告書のほか、株主総会招集ご通知、有価証券報告書、会社案内、当社ウェブサイトなどに掲載しておりますので、ご参照ください。

【原則1 - 4. いわゆる政策保有株式】

当社は、相手企業との関係・提携強化、取引の維持拡大、および地域社会との関係維持の観点から、中長期を展望した当社の事業活動上の必要性を勘案し、政策保有株式を保有するか否かを決定しております。取締役会は、毎年、主要な政策保有株式について政策株式保有方針に基づき経済合理性等を検証し、保有継続の可否、および株式数の見直しを行います。

当社の政策株式保有方針に照らし合わせ、毎年個別銘柄ごとに上程議案を検討し、議決権行使を行います。

【原則1 - 7. 関連当事者間の取引】

当社では、取締役会規則および同付議基準を定め、取締役および取締役が実質的に支配する法人との競業取引および利益相反取引は、取締役会での審議・決議を要することとしております。

当社は、主要株主と取引を行う場合、取引の重要性を判断し、取締役会規則付議基準を参考に審議・決議を要することとしております。

【原則3 - 1. 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社の企業理念、経営ビジョンおよび経営戦略は、当社ホームページ等に開示しております。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書「1. 1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

(3) 経営陣幹部・取締役の報酬決定

本報告書「2. 1. 取締役報酬関係」に記載のとおりです。

(4) 経営陣幹部の選任、取締役・監査役候補の指名

本報告書「2. 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」に記載のとおりです。

(5) 個々の選任・指名についての説明

取締役候補者及び監査役候補者の選任理由を株主総会招集ご通知にて開示しております。

【原則4 - 1. 取締役会の役割・責務(1)】

補充原則4 - 1(1)

取締役会は、法令・定款が定める取締役会の決議を必要とする事項、および取締役会規則等で定める経営上の重要事項を審議・決定しております。経営上の重要事項については、金額、重要性等の基準を設け、取締役会で審議・決定しております。

【原則4 - 8. 独立社外取締役の有効な活用】

本報告書「2. 1. 独立役員関係」に記載のとおりです。

【原則4 - 9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

社外取締役については、会社法および金融商品取引所が定める社外取締役の要件だけでなく、「社外役員の選任ガイドライン」および「社外役員

の独立性判断基準)を設け、それらの基準に充足する者を選任します。  
詳細については、本報告書「2.1. 独立役員関係」に記載のとおりです。

【原則4 - 11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

補充原則4 - 11(1)

取締役の選任に関しては、取締役会による的確かつ迅速な意思決定、適切ナリスク管理、業務執行の監視および会社の各機能と各事業部門をカバーできる人材バランスの確保のため、適材適所の観点より代表取締役が総合的に検討人選し、取締役会に諮り決定しております。

取締役の員数は、その機能が最も効果的かつ効率的に発揮できる規模として10名以内としております。

補充原則4 - 11(2)

取締役および監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集ご通知、有価証券報告書を通じ、毎年開示を行っています。

また、取締役および監査役の選任にあたっては、役割と自身の受託者責任を適切に果たすための時間と労力を振り向けることができる者を選任しております。

補充原則4 - 11(3)

取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を実施しております。

また、上記分析・評価の内容および結果の概要について開示しております。

平成28年度の分析・評価の内容および結果の概要については、次のとおりであります。

- ・当社の取締役会は、実効的に運営されています。
- ・全17回開催され、法令・社内規程等で定められた事項について審議報告がなされました。
- ・取締役会規則付議基準に基づき審議事項を上程し、活発な議論を行っています。
- ・取締役会に提出される資料の検討時間が若干不足気味である。また、相対的にみると、内容についても、わかりやすさ、網羅性などよりブラッシュアップが期待されます。
- ・代表取締役の後継者の計画に関し、より深い議論が望まれます。
- ・社外役員のための会合がより一層望まれます。
- ・各取締役の自己評価においても取締役としての職務を遂行した旨、報告を受けました。

【原則4 - 14. 取締役・監査役のトレーニング】

補充原則4 - 14(2)

当社は、取締役および監査役の全員を対象として、就任時および必要に応じ、研修を行い、企業理念の理解・実践に加え、求められる役割に関する知識や能力の向上を図っております。

また、社外役員には、業務執行取締役が経営戦略・事業内容・運営体制などの説明を行い、主力事業所への現地訪問を行っております。

【原則5 - 1. 株主との建設的な対話に関する方針】

株主・投資家との対話の機会として、株主総会、決算説明などを通じ、当社の企業経営や事業活動についての説明に努めております。

また、株主・投資家との対話に関しては、管理本部長が統括し、関係部署と連携して取り組んでおります。

なお、インサイダー情報の取り扱いについては、適切に管理しております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ダイセー倉庫運輸株式会社	1,800,000	4.58
株式会社中京銀行	1,432,661	3.64
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,270,812	3.23
伏見興産株式会社	1,174,000	2.99
第一生命保険株式会社	1,172,778	2.98
三井住友海上火災保険株式会社	1,103,480	2.81
株式会社愛知銀行	1,045,000	2.66
中京テレビ放送株式会社	1,000,000	2.54
明治安田生命保険相互会社	976,892	2.48
イースタン・カーライナー株式会社	913,000	2.32

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第一部、名古屋 第一部

決算期	3月
業種	倉庫・運輸関連業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k			
長田 博	他の会社の出身者														
市橋 弘一郎	他の会社の出身者														

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
長田 博		過去、当社の主要取引先である株式会社東海銀行(現 株式会社三菱東京UFJ銀行)に勤務し、平成13年3月に同行を退職。	長田博氏は、会社経営者として、豊富な経験と高い見識を有しており、当社の経営全般に助言をいただくことで、経営の強化ができると判断し、社外取締役としてお願いするものであります。同氏は、当社の資金借入先金融機関の出身であります。すでに退職し16年が経過しており、出身会社の意向に影響される立場にありません。また、同氏は、平成12年12月川北電気工業株式会社の取締役に、平成23年12月同社顧問に就任し、現在に至っております。同社と当社との取引は僅少(連結営業費用の0.5%以下)であり、当社と利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員として選任しております。

市橋 弘一郎	神野臨海株式会社の代表取締役社長。 現在、当社は神野臨海株式会社と物流サービスの取引関係があります。	市橋弘一郎氏は、会社経営者として、豊富な経験と高い見識を有しており、当社の経営全般に助言をいただくことで、経営の強化ができると判断し、社外取締役としてお願いするものであります。同氏は、平成11年6月神野臨海株式会社の取締役に、平成19年6月同社代表取締役社長に就任し、現在に至っております。同社と当社との取引は僅少(連結営業収益および連結営業費用の0.5%以下)であり、当社と利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員として選任しております。
--------	---	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	5名
監査役の数	3名

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人の独立性を監視し、会計監査人から定期的に報告および説明を受けております。また、監査役監査の効率化と実効性を高めるため、監査役は内部監査部門と協力して監査を実施しております。また、内部監査部門との会合を定期的に行い、情報交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
近藤 克磨	公認会計士													
入谷 正章	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

近藤 克磨	公認会計士	近藤克磨氏は、公認会計士として、企業会計および税務に関する専門的知見を当社の監査に反映していただくため社外監査役としてお願いするものであります。同氏は、社外役員以外の立場で企業経営に関与したことはありませんが、他社において社外監査役としての実務経験もあることから、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。同氏は、当社と利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員として選任しております。
入谷 正章	弁護士	入谷正章氏は、弁護士として、企業法務およびコンプライアンスに関する専門的知見ならびに経営に関する高い見識を当社の監査に反映していただくため社外監査役としてお願いするものであります。同氏は、社外役員以外の立場で企業経営に関与したことはありませんが、他社において社外監査役としての実務経験もあることから、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。同氏は、当社と利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員として選任しております。

## 【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

### その他独立役員に関する事項

#### < 社外役員の独立性判断基準 >

金融商品取引所が定める独立役員の要件に加え、本人の現在および過去3事業年度における以下(1)～(7)の該当の有無を確認の上、独立性を判断する。

- (1)当社の大株主(直接・間接に10%以上の議決権を保有する者)またはその業務執行者( 1)
- (2)当社の定める基準を超える借入先( 2)の業務執行者
- (3)当社の定める基準を超える取引先( 3)の業務執行者
- (4)当社より、役員報酬以外に1事業年度当たり1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスを提供する者
- (5)当社の会計監査人の代表社員または社員
- (6)当社より、一定額を超える寄附( 4)を受けた団体に属する者
- (7)当社の社外役員としての任期が12年を超える者
  - 1 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員その他の使用人等をいう。
  - 2 当社の定める基準を超える借入先とは、当社の借入額が連結総資産の1%を超える借入先をいう。
  - 3 当社の定める基準を超える取引先とは、当社との取引が当社連結営業収益(連結営業費用)の5%を超える取引先をいう。
  - 4 一定額を超える寄附とは、1事業年度当たり1,000万円を超える寄附をいう。

なお、上記(1)～(7)のいずれかに該当する場合であっても、当該人物が実質的に独立性を有すると判断した場合には、社外役員選任時にその理由を説明・開示する。

#### < 社外役員の選任ガイドライン >

##### 社外取締役選任基準

- イ. 社外取締役は、企業経営者としての豊富な経験に基づく実践的な視点を持つ者、世界情勢、社会・経済動向等に関する見識を持つ者等、様々な分野に関する豊富な知識、経験を有する者から選任し、多様な視点から、取締役会の適切な意思決定、経営監督の実現を図る。
- ロ. 社外取締役選任の目的に適うよう、その独立性の確保に留意し、実質的に独立性を確保し得ない者は社外取締役として選任しない。
- ハ. 広範な業種の取引先を有する当社として、企業経営者を社外取締役とする場合、当該取締役の出身会社との取引において利益相反が生じる可能性もあるが、個別案件での利益相反には、取締役会での手続において適正に対処するとともに、多様な視点を確保することにより対応する。

##### 社外監査役選任基準

- イ. 社外監査役は、企業法務やコンプライアンスなどの識見を有する者、会計分野における知見を有する者等、様々な分野に関する豊富な知識、経験を有する者から選任し、中立的・客観的な観点から監査を行うことにより、経営の健全性を確保する。
- ロ. 社外監査役選任の目的に適うよう、その独立性の確保に留意し、実質的に独立性を確保し得ない者は社外監査役として選任しない。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

### 該当項目に関する補足説明

現在のところ、インセンティブの付与を必要と考えておりません。

## ストックオプションの付与対象者

### 該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

### (個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

### 該当項目に関する補足説明 更新

取締役9名の報酬等の総額 85百万円(内、社外取締役 2名 4百万円)

監査役3名の報酬等の総額 14百万円(内、社外監査役 2名 4百万円)

(注)

1. 取締役の支払総額には、使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第127回定時株主総会において年額180百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない)と決議いただいております。

3. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第127回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。

4. 上記の人数には、平成28年6月28日開催の第137回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役大橋宏道氏を含めております。また、取締役今井和光氏は、東陽物流株式会社の代表取締役社長を兼任しており、当社における報酬はございませんので、人数および支払総額には含まれておりません。

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続きは次のとおりです。

役員報酬は、当社の企業価値向上に資することを原則としつつ、経営環境、業績、従業員に対する処遇との整合性等を考慮して適切な水準を定めることを基本としております。

報酬については、当該年度の基本方針のもと、常勤・非常勤の別、取締役としての職務の内容を考慮して、取締役会の授権を受けた代表取締役が取りまとめ、取締役会に報告することで確定しております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外役員をサポートする組織はございません。社外取締役については、総務部長が取締役会資料を事前に配布説明等を行っております。社外監査役については、常勤監査役を通じて、情報の共有化を図っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役・監査役の選任に関する方針と手続きは次のとおりです。

当社の取締役・監査役の指名に関しては、的確かつ迅速な意思決定と適材適所の観点より総合的に検討しています。

また、監査役候補者の指名は、監査役会の同意をもって取締役会において、株主総会招集議案における監査役候補者として決定。次期経営体制、取締役候補者の指名および選任にあたっては、代表取締役が人選し取締役会に諮ることで、公正かつ透明性の高い手続きを行っています。

### (1)取締役会

取締役会は、9名の取締役(うち2名は社外取締役)により構成され、会社の経営の方針と重要な業務執行を決定するほか、取締役および執行役員各人の職務の執行状況を監督しております。取締役会は原則として月1回開催されますが、必要に応じて随時、臨時取締役会が開催されており迅速な意思決定が図られております。

この他、グループ経営の観点から、連結子会社の代表取締役が当社の取締役に就任し、相互に意思の疎通を図っております。また、社外取締役に登用し、取締役会の経営の監督機能を高めております。

なお、「当社の取締役は、10名以内とする」旨定款に定めております。

### (2)監査役会

監査役会は3名の監査役によって構成され、うち2名は、公認会計士と弁護士が社外監査役に就任しております。監査役は、取締役会をはじめ執行役員会等の重要な会議に出席するとともに、当社の監査およびグループ会社の調査を実施し、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

### (3)本部長会

本部長会は、代表取締役、各本部長および連結子会社の代表取締役により構成され、営業に関する重要事項の協議を原則として月1回行っております。

### (4)執行役員会

執行役員会は経営方針の徹底、業務遂行状況の確認、情報交換等を行っております。執行役員会は、原則として月1回開催されますが、必要に応じて随時、臨時執行役員会が開催されており、迅速な業務執行が図られております。なお、グループ経営の観点から、連結子会社の執行役員も参加しております。

### (5)内部監査および監査役監査の状況

ア. 内部監査のための組織として、監査室(2名)を設置しております。業務活動と社会的常識および関係諸法令・社内諸規程との整合の点検・指導を年次計画に基づき行い、必要に応じて是正措置を求めるなど、内部統制の充実に努めております。

イ. 監査役(社外監査役2名を含む3名)は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針および監査計画等に従い、取締役会

その他重要な会議に出席するほか、取締役、監査室等からその職務の執行状況を聴取し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査し、必要に応じて子会社に対し営業の報告を求めています。

ウ. 監査室、監査役会および会計監査人は、それぞれの年間計画の策定および実施において情報交換を行ない、監査の実効性と効率性の向上を図っております。また、監査役は、会計監査人の独立性を監視し、会計監査人から定期的に報告および説明を受けております。

エ. 内部統制委員会は、内部統制システムの構築・整備・運用の方針を策定し、監査室、監査役および会計監査人から内部統制の運用状況に関する監査報告を受け、内部統制が有効に機能しているか評価しております。

#### (6) 会計監査の状況

会計監査については、有限責任 あずさ監査法人を会計監査人に選任しており、会計監査人は年間会計監査計画に基づいて、当社および子会社を対象に会社法および金融商品取引法に基づく監査を行っております。当期において職務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は次のとおりです。

・業務を執行した公認会計士の氏名

指定社員 業務執行社員: 大北尚史、近藤繁紀

・監査業務に係る補助者の構成

公認会計士8名、その他5名

#### (7) 社外役員との責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役および社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める最低責任限度額を当社に対し負う旨の契約を締結しております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、健全かつ透明性の高い統制統治を実現するため、上記「2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」の体制を採用しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成29年6月28日開催の定時株主総会の招集通知は、平成29年6月7日に発送いたしました。また、平成29年6月1日に東京証券取引所に開示および当社ホームページに掲載しております。
電磁的方法による議決権の行使	平成28年6月28日開催の定時株主総会より議決権の行使方法は、書面または電磁的方法による議決権の行使を採用いたしました。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	名証IRエキスポ(毎年7月開催)	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	名証IRエキスポ(毎年7月開催)	なし
IR資料のホームページ掲載	決算短信・有価証券報告書	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「東陽倉庫グループ倫理規範」を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>当社グループは、内部統制委員会および安全・品質委員会を中心に、環境保全活動、CSR活動に取り組んでおります。</p> <p>(1)物流施設における事例 太陽光発電の利用、ガスヒーポンの採用等により環境負荷の抑制を図っております。</p> <p>(2)物流事業における事例 取引メーカー数社を対象に共同配送を実施し、CO2排出量の削減を図っております。また、陸上運送部門においては「グリーン経営」の認証を取得し、環境負荷の抑制に取り組んでおります。</p> <p>(3)ISO14001認証取得</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理本部</li> <li>・国内営業本部(小牧営業所、名古屋営業所[大口倉庫]、トランクルーム部)</li> <li>・国際営業本部(営業四課)</li> <li>・東京営業本部(市川営業所、相模原営業所、宇都宮営業所)</li> </ul> <p>(4)CSR活動 倫理規範に定めるように「取引先・株主・従業員・地域社会に誠実に対応します」。具体的には、事業場周辺の清掃活動、献血、物品の預託等、推進しております。</p>
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報の取扱いは厳正に、情報の公開は適正・タイムリーに行っております。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社及び当社子会社(以下「当社グループ」という。)は、「東陽倉庫グループ倫理規範」に基づき、子会社を含めて健全な企業風土を醸成しています。また、企業価値の向上とステークホルダーとの健全な関係の維持・発展に努めるため、基本方針を定め、不断の見直しにより、継続的に改善を図り、より適正かつ効率的な体制の整備に努めるものとします。

1. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)「東陽倉庫グループ倫理規範」を制定し、日頃の業務運営の指針としています。当社グループは、この指針に基づき、業務の適正を確保するための体制を整備し、社会的使命を果たします。
- (2)業務執行にあたっては、取締役会及び各種会議体で、総合的に検討した上で意思決定を行います。また、これらの会議体への付議基準を定め、適切に付議します。
- (3)当社の代表取締役社長の直属機関である内部統制委員会を設け、当社グループのコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努めます。
- (4)重要な意思決定を行う事項については、事前にその法令及び定款への適合性を調査・検討することにより、役職員の職務の執行の適合性を確保します。
- (5)各組織の職務分掌及び職務権限を明確化するとともに、継続的な改善を図ります。
- (6)内部通報制度を通じて、全役職員が法令、定款及び社内規程等を逸脱する行動について、早期に把握し、解決を図ります。
- (7)市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度を貫き、取引関係を持たないことを徹底します。また、反社会的勢力対策規程を定め、当社総務部を担当責任部署とし、組織的に対応する体制としています。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1)取締役の職務の執行に係る情報については、法令、稟議規程、文書取扱規程に基づき、記録・保存・管理します。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)内部統制委員会において各機能におけるリスクの把握及び対応策の検討について審議し、当社の代表取締役社長に報告します。
- (2)財務報告に係るリスクについては、内部統制管理規程に基づき、内部統制委員会を中心とした当社グループ体制を整えています。
- (3)安全、品質、環境等のリスク及び法令順守については、内部統制委員会及び安全・品質委員会において定期的に見直しを行い、対策を講じるよう管理します。
- (4)大規模災害等の発生に備え、事業継続計画の策定及び見直し、各種マニュアルの整備や訓練を行うほか、必要に応じて保険を付保します。
- (5)不測の事態が発生した場合には、危機管理規程に基づき、当社の代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める危機管理体制を整えることとしています。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)取締役の職務の執行については、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定め、効率的に職務の執行が行われる体制を取っています。
- (2)執行役員制度を採用し、業務の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、双方の機能を強化しています。
- (3)予算制度により資金を適切に管理し、職務権限規程等に基づいて業務及び予算の執行を行います。重要案件については、取締役会及び各種会議体に適切に付議します。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制及び当社子会社の取締役の職務の執行に係る当社への報告体制

- (1)「東陽倉庫グループ倫理規範」に基づき、役職員一体となった順法意識の醸成を図っています。
- (2)当社の役員が当社子会社の役員を兼任することにより、当社子会社の業務の適正性と適法性を確認します。
- (3)当社が定める関係会社管理規程に基づき、当社子会社の財務及び事業活動を管理する部門を明確化し、多面的な管理を図ります。また、定期随時に情報交換を行います。
- (4)当社は、当社子会社に対し監査室による定期的監査を実施し、その報告を受けると共に、定期的な情報交換を行い、コンプライアンス上の課題、問題点の把握に努めます。
- (5)当社が定める関係会社管理規程において、当社子会社の経営状況及び財務状況について定期的な報告を義務付けています。
- (6)当社子会社の代表取締役社長は、当社の取締役を兼務し、当社取締役会において、事業の経過、財産の状況及びその他の重要な事項について、定期的に報告をします。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人(以下「補助使用人」という。)を置くことを求めた場合の補助使用人に関する事項並びに補助使用人の取締役からの独立性及び監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1)現在、補助使用人は配置していませんが、必要に応じて、補助使用人を置くこととします。補助使用人の任命、解任、評価、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立性を確保します。
- (2)補助使用人は、他部署の使用人を兼務できず、監査役の指揮命令に従わなければならない。

7. 当社グループの取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに監査役へ報告した者が、報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1)取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、業務又は業績に影響を与える重要な事項について、当社の監査役に都度報告を行います。前記に関わらず、当社の監査役はいつでも必要に応じて、取締役等及び使用人に対して報告を求めることができます。
- (2)取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、法令違反等、著しい損害を及ぼすおそれのある事実について、当社の監査役に報告を行います。
- (3)監査室及びコンプライアンス統括室は、定期的に当社グループにおける内部監査、コンプライアンスリスク、リスク管理等について、当社の監査役に報告を行います。
- (4)当社の監査役へ報告を行った役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として、不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を役職員に周知徹底します。

8. 監査役がその職務の執行について生じる費用の処理に関する事項

- (1)当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対して、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、総務部において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。
- (2)当社は、監査役がその職務の執行について生じる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設けます。

9. 監査役がその職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- (1)監査役会は、代表取締役、監査室、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとしています。
- (2)監査役は、必要に応じて、重要な社内会議に出席することができます。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1)金融商品取引法及び付随する基準等並びに会社法を順守し、財務報告に係る内部統制を構築しています。
- (2)内部統制の整備・運用・評価は、社内規程に則り、内部統制委員会を中心として行っています。
- (3)内部統制システムに不備が生じた場合は、速やかにその原因を追求し、改善を図ります。

## 11. その他の整備状況

### (1)コンプライアンス統括室

内部統制システムの構築・整備・運用の推進 / 社内諸リスクの掌握管理 / CSR活動に関する提言等を全社横断的に統括する。また、同室は、コンプライアンス関連の各種委員会活動を統括・指導・支援しております。

### (2)内部統制委員会

コンプライアンス統括室長を委員長として、法令定款順守、リスク管理体制の整備と強化を図るべく東陽倉庫グループ横断の委員会組織として活動しております。

### (3)安全・品質委員会

物流品質、個人情報をはじめとした情報セキュリティ、環境保全活動、労働安全衛生などのマネジメントシステムの整備と向上を図るための活動をしております。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度を貫き、取引関係を持たないことを徹底します。また、反社会的勢力対策規程を定め、総務部を担当責任部署とし、組織的に対応する体制としております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

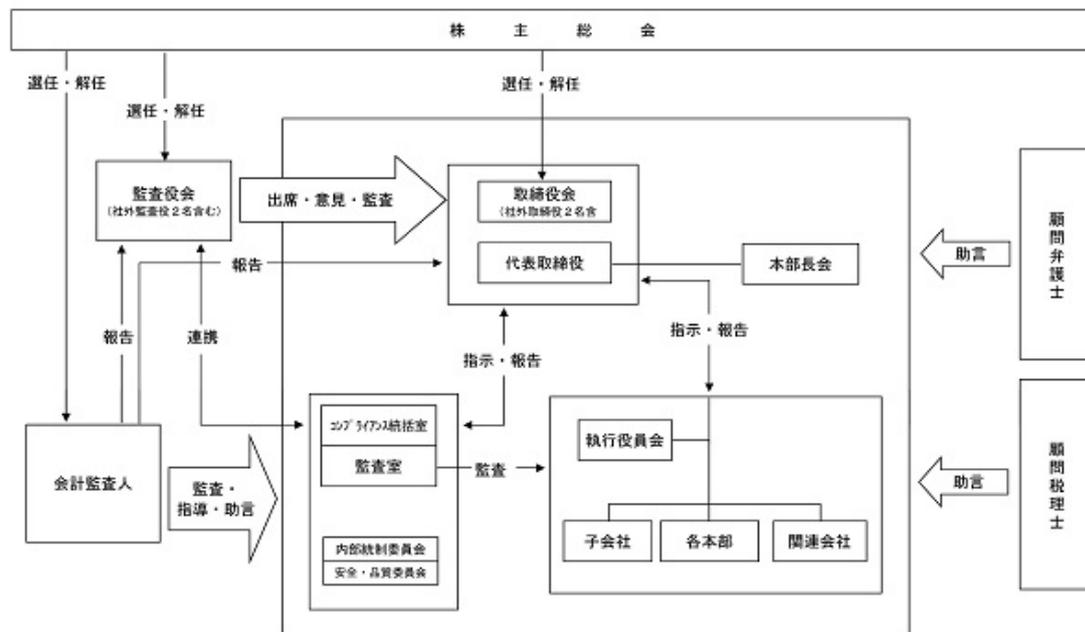
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス体制図



適時開示体制図

